

令和 7 年 6 月 1 2 日招集

埼玉県議会定例会議案

目

次

頁

第 86 号議案	令和 7 年度埼玉県一般会計補正予算（第 1 号）	3
第 87 号議案	令和 7 年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）	6

第 8 6 号議案

令和 7 年度埼玉県一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度埼玉県一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,862,988 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,236,752,988 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		177,329,082	5,758,414	183,087,496
	2 国 庫 補 助 金	45,646,799	5,758,414	51,405,213
13 繰 越 金		500,000	104,574	604,574
	1 繰 越 金	500,000	104,574	604,574
歳 入 合 計		2,230,890,000	5,862,988	2,236,752,988

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛 生 費		77,697,953	817,397	78,515,350
	1 公 衆 衛 生 費	37,940,069	74,651	38,014,720
	4 医 薬 費	16,123,017	742,746	16,865,763
6 農 林 水 産 業 費		25,979,202	12,608	25,991,810
	1 農 業 費	7,949,800	12,608	7,962,408
10 教 育 費		534,534,932	5,029,421	539,564,353
	4 高 等 学 校 費	103,954,940	2,650,491	106,605,431
	7 私 立 学 校 費	56,895,696	2,378,930	59,274,626
13 諸 支 出 金		395,447,843	3,562	395,451,405
	1 公 営 企 業 支 出 金	19,427,843	3,562	19,431,405
歳 出 合 計		2,230,890,000	5,862,988	2,236,752,988

令和7年6月12日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第 8 7 号議案

令和 7 年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出				(単位 千円)
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第 1 款 事 業 費	58,722,896	97,746	58,820,642	
第 1 項 営 業 費 用	57,859,351	97,746	57,957,097	

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「2,838,071千円」を「3,134,021千円」に、「1,737,657千円」を「1,441,707千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	26,581,934	4,012,562	30,594,496
第1項 建 設 補 助 金	11,840,832	△2,900,000	8,940,832
第2項 建 設 負 担 金	7,282,051	△1,450,000	5,832,051
第3項 企 業 債	7,291,000	8,359,000	15,650,000
第4項 他 会 計 補 助 金	167,898	3,562	171,460

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	32,341,307	4,012,562	36,353,869
第1項 建 設 改 良 費	26,641,320	4,012,562	30,653,882

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額中「7,291,000千円」を「15,650,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	1,460,595	209,498	1,670,093

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「6,304,375千円」を「6,307,937千円」に改める。

令和7年6月12日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕